

各 位

会社名 株式会社 ケア 21
 代表者名 代表取締役社長 依田 平
 (JASDAQ・コード: 2373)
 問合せ先 取締役経理部長 遠藤 昭夫
 (TEL.06-6456-5697)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 12 月 24 日開催の取締役会において、平成 28 年 1 月 28 日開催予定の第 22 期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款の一部変更の主旨及び目的

- (1) 事業内容の多様化と今後の事業展開に備えるため、現行定款第2条に規定する事業目的の追加と、これに伴う号数の繰り下げ等を行うものであります。
- (2) 会社法の一部を改正する法律（平成26年法律第90号）により、責任限定契約の締結対象が拡大されたことに伴い、取締役および監査役の責任免除の規定につき所要の変更を行うものであります。なお、現行定款第27条第2項の変更につきましては、監査役全員の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
(商 号) 第1条 (条文省略)	(商 号) 第1条 (現行どおり)
(目 的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) ~ (46) (条文省略) (新設) <u>(47) ~ (79)</u> (条文省略)	(目 的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) ~ (46) (現行どおり) <u>(47) 保育所の運営事業</u> <u>(48) ~ (80)</u> (現行どおり)
第3条~第26条 (条文省略)	第3条~第26条 (現行どおり)
(取締役の責任免除) 第27条 (条文省略) 2.当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役との間に、会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結する事ができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める額とする。	(取締役の責任免除) 第27条 (現行どおり) 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、 <u>取締役(業務執行取締役等である者を除く。)</u> との間に、会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結する事ができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める額とする。
第28条~第34条 (条文省略)	第28条~第34条 (現行どおり)

<p>(監査役の責任免除) 第35条 (条文省略)</p> <p>2.当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、<u>社外監査役</u>との間に、会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結する事ができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める額とする。</p>	<p>(監査役の責任免除) 第35条 (現行どおり)</p> <p>2.当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、<u>監査役</u>との間に、会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結する事ができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める額とする。</p>
---	--

以 上